仰木の里学区地区防災計画

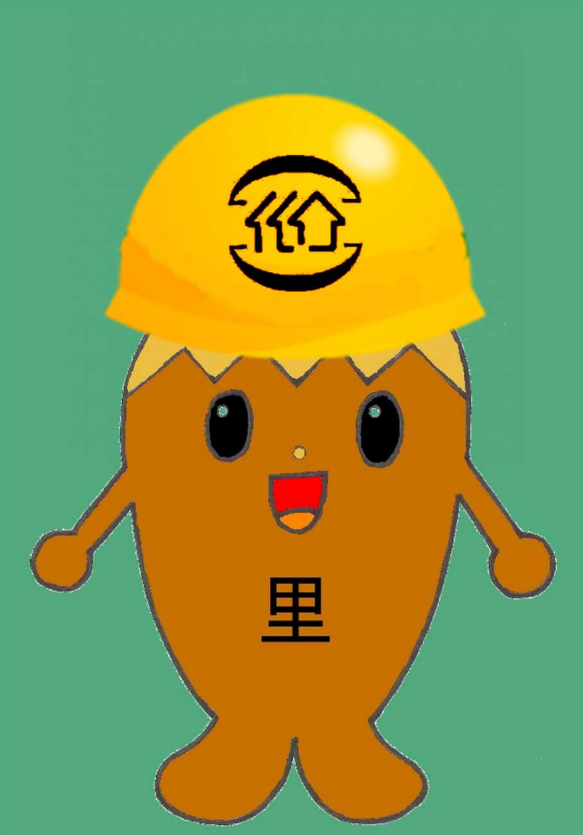

２０２３年　４月

仰木の里学区自主防災会

～ 目 次 ～

１　計画の対象地区の範囲

（１）対象範囲 ・・・１

（２）範囲地図 ・・・１

２　基本的な考え方

（１）基本方針 ・・・２

（２）活動目標 ・・・２

（３）長期的な活動計画 ・・・２

３　地区の特性

（１）自然特性 ・・・２

（２）社会特性 ・・・３

（３）土砂・洪水ハザードマップ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

（４）水害ハザードマップ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

（５）防災マップ ・・１０

４　防災活動の内容

（１）防災活動の体制 ・・・１２

当防災計画は複数年活用頂く為、個人名は記載しておりません。
年度当初の役員会資料としてお渡しした 役員名簿とともに保管
活用してください。

（２）平常時の活動・事前の対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

（３）発災直前の活動 ・・１４

（４）災害時の活動 ・・・１４

５　実践と検証

（１）計画の見直し ・・１６

1　計画の対象地区の範囲

（1）対象範囲

仰木の里学区

里ブロック（仰木の里小学校通学区域）

（里自治会、里西自治会、けやき通り自治会、グランドメゾン自治会、学校前自治会、ヴェルディール自治会、レイクウエスト自治会、東山自治会、中央自治会、里北自治会）

里東ブロック（仰木の里東小学校通学区域）

（里東２丁目自治会、里東３丁目自治会、里東５丁目自治会、里東６丁目自治会、里東７丁目自治会、仰木台自治会、山の下自治会、衣川台自治会、里南自治会、湖都が丘自治会、北雄琴自治会）

※ 2024 年度現在学区自主防災会未加入自治会（東１丁目自治会、、コモンステージ自治会）

（2）範囲地図

2　基本的な考え方

（1）基本方針

- 住民が連帯共同して地域防災力を高め、火災、地震、風水害その他の災害による被害を未然に防止、又は被害を軽減する。
- 災害時の被害を最小とするため、平常時の備えを強化するとともに、発災時の初動行動が的確に展開できる組織体制の確立をはかる。

（2）活動目標

- 地域内には、火災などの災害の発生要因や拡大の要因となるものがあるため、警火　心の高揚など、火災予防を重点とした防災知識の普及を図るとともに、地域の安全点検、家庭の安全点検等を実施する。
- 大津市より提供を受けた避難行動要支援者名簿に基づき、災害時に備えた災害時要支援者支援体制を構築する。
- 火災等の災害予防及び災害応急活動に必要な資器材を整備するとともに、保守管理等に努める。
- 災害の発生に備えて、情報の収集連絡、消火、避難等が迅速にかつ的確に行えるように、各種防災訓練を計画的に実施する。
- 地震等の災害が発生した場合は、本部を仰木の里市民センターに開設するとともに、各小学校にブロック本部を設置し、大津市災害対策本部仰木の里支所部と連携を図りながら応急活動を実施する。

（3）長期的な活動計画

- 自主防災会へ未加入の自治会の加入を促進する。

3　地区の特性

（1）自然特性

仰木の里学区は比良山系と琵琶湖の間に位置し、近年 UR により宅地開発された地域である。仰木の里学区の山地部及び UR 開発前から存在する地区には、土砂災害警戒区域が存在し、豪雨などの場合には土砂災害発生に警戒が必要である。また、学区に隣接した湖岸側には琵琶湖西岸断層帯が存在し、今後 30 年以内の地震発生確率は 1%から 3%と我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになり、大地震による被害の可能性もある。

■ 災害発生予測場所における町丁名（自治会名）一覧

詳細は 6～9 ページのハザードマップを参照

災害種類	町丁名（自治会名）
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	仰木の里３丁目（けやき通り） 仰木の里５丁目（東山） 仰木の里７丁目（里北） 仰木の里東８丁目（仰木台） 衣川２丁目（衣川台）

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	仰木の里３丁目（けやき通り） 仰木の里５丁目（東山） 仰木の里７丁目（里北） 仰木の里東８丁目（仰木台） 衣川１丁目（山の下） 衣川２丁目（衣川台）
浸水想定区域	―
土石流危険渓流	―

（2）社会特性

仰木の里学区の人口は、5,358 世帯、13,228 人で、男性 6,464 人、女性 6,764 人である。道路の状況は、国道は 161 号線が学区中央を南北に走っており学区を里地区と里東地区に２分している。鉄道は、学区に隣接して湖西線おごと温泉駅がある。

■ 町丁別人口統計表（2022.10.1 現在）

2022年10月1日現在 町　名	小学校区名称	人 口	世帯数	男性	女性
仰木の里一丁目（里）	仰木の里	741	330	371	370
仰木の里二丁目（里西）	仰木の里	554	235	263	291
仰木の里三丁目（けやき通り）	仰木の里	416	187	206	210
仰木の里四丁目（学校前、グランドメゾン、ヴェルディール、レイクウエスト）	仰木の里	1,195	471	577	618
仰木の里五丁目（東山）	仰木の里	343	145	162	181
仰木の里六丁目（中央）	仰木の里	598	267	291	307
仰木の里七丁目（里北）	仰木の里	710	285	344	366
里ブロック計		4,557	1,920	2,214	2,343
衣川一丁目（山の下）	仰木の里東	415	155	202	213
衣川二丁目（衣川台）	仰木の里東	1,040	451	494	546
仰木の里東一丁目	仰木の里東	1,043	370	532	511
仰木の里東二丁目	仰木の里東	965	324	469	496
仰木の里東三丁目	仰木の里東	249	107	122	127
仰木の里東四丁目	仰木の里東	16	16	5	11
仰木の里東五丁目	仰木の里東	707	297	342	365
仰木の里東六丁目	仰木の里東	474	208	236	238
仰木の里東七丁目	仰木の里東	983	401	469	514
仰木の里東八丁目（仰木台）	仰木の里東	712	312	354	358
雄琴三丁目（里南）	仰木の里東	248	86	133	115
雄琴北一丁目（北雄琴）	仰木の里東	319	123	143	176
雄琴北二丁目（湖都が丘）	仰木の里東	1,500	588	749	751
里東ブロック計		8,671	3,438	4,250	4,421
学区計		13,228	5,358	6,464	6,764

※ 里南自治会は仰木の里東小学校区と雄琴小学校区にまたがっている為、自主防災会には下記の一部地域がプラスされます。

雄琴三丁目（里南）	雄琴	838	351	397	441

■ 人口の状況

項　　目	人口等	単位	備　　考	割合	出典
学区人口	13,228	人		－	1
年齢別（0～4歳）	403	人	学区人口に対する割合	3.1%	1
年齢別（5～14歳）	1,331	人	学区人口に対する割合	10.1%	1
年齢別（15～64歳）	7,932	人	学区人口に対する割合	60.0%	1
年齢別（65歳以上）	3,562	人	学区人口に対する割合	26.9%	1
年齢別（75歳以上）	1,555	人	学区人口に対する割合	11.8%	1
世帯数	5,358	世帯		－	1
１世帯当たり人口	2.5	人/世帯		－	1
要介護認定者	420	人	学区人口に対する割合	3.2%	2
身体障害者	121	人	学区人口に対する割合	0.9%	2
知的障害者	22	人	学区人口に対する割合	0.2%	2
外国人居住者	88	人	学区人口に対する割合	0.7%	2

(注)　１世帯当たり人口、学区人口に対する割合は、小数点以下第二位を四捨五入した値である。
出典　1：学区別人口統計表（2022.10.1 現在）、
　　2：危機・防災対策課提供（2021.4.1 現在）

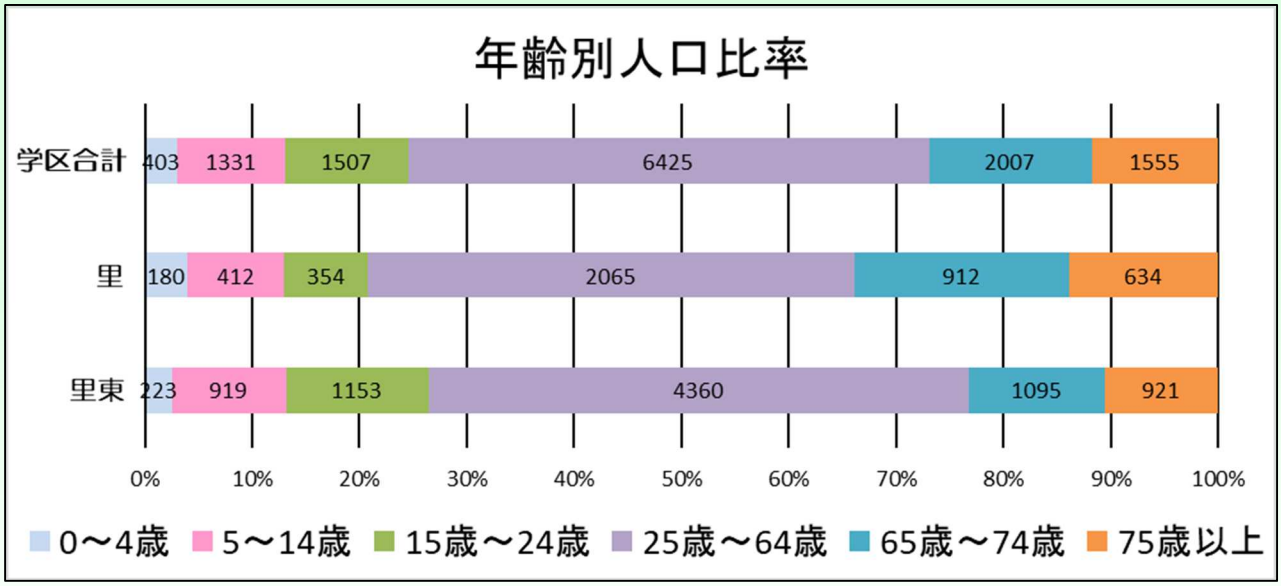

- 人口は学区全域にわたって分布している。
- 高齢者（65 歳以上）は 3,562 人、乳幼児（0～4 歳）は 403 人であり、学区人口に対する割合はそれぞれ 26.9%、3.1%である。
- UR により宅地開発されたニュータウンという属性から、前回の防災計画策定時（2021 年 5 月）と比較して高齢者は 171 人増加、乳幼児は 52 人減少しており高齢化が進んでいる。
- 要介護認定者は 420 人（3.2%）、身体障害者は 121 人（0.9%）、知的障害者は 22 人（0.2%）である。
- 外国人居住者は 88 人（0.7%）である。

■ **建物の状況**　※大津市防災カルテから引用、防災カルテ仰木の里学区には雄琴地区は含まれていない。

町丁名	住宅密集度（戸/ha）(注1)	不燃領域率（%）(注2)	木造率（%）	旧耐震木造建物/木造建物（%）
仰木の里一丁目（里）	42.7	74.8	65.9	0.0
仰木の里二丁目（里西）			47.7	0.0
仰木の里三丁目（けやき通り）			61.5	0.0
衣川一丁目（山の下）	42.9	-	73.4	34.6
衣川二丁目（衣川台）		-	19.5	24.8
仰木の里東一丁目		-	57.8	1.5
仰木の里東二丁目		-	48.2	0.0
仰木の里東三丁目		-	64.4	0.0
仰木の里東四丁目		-	-	-
仰木の里東五丁目		-	55.8	0.0
仰木の里東六丁目		-	61.5	0.0
仰木の里東七丁目		-	57.3	0.0
仰木の里東八丁目（仰木台）		-	80.7	14.9
仰木の里四丁目（学校前、グランドメゾン、ヴェルディール、レイクウエスト）	-	-	33.8	0.0
仰木の里五丁目（東山）	37.4	55.6	53.2	0.0
仰木の里六丁目（中央）			60.6	0.0
仰木の里七丁目（里北）			57.9	0.0
学区平均	41.0	65.2	55.2	8.2
出典	1,2,3	1,2,3	4	4

【参考：大津市防災カルテ雄琴学区から引用】

町丁名	住宅密集度（戸/ha）(注1)	不燃領域率（%）(注2)	木造率（%）	旧耐震木造建物/木造建物（%）
雄琴二丁目	43.3	90.4	78.5	56.8
雄琴三丁目（里南）			60.1	33.5
雄琴北一丁目(北雄琴)			46.2	3.3
雄琴北二丁目(湖都が丘)			45.7	0.5

(注) 表中の数値は、小数点以下第二位を四捨五入した値である。
(注 1) 市街化区域を対象とした。
(注 2) 算出の際に用いる区域面積・空地面積・宅地面積は便宜上，市街化区域及び市街化調整区域の面積を使用した。
出典　1：大津市都市計画基礎調査（1990.3）～市街化調整区域～
　　2：大津湖南都市計画基礎調査（1997.3）～市街化区域～
　　3：資産税データ（2004.5.31 現在）
　　4：資産税データ（2016.1.1 現在）

- 住宅密集度の学区平均は 41.0 戸/ha で市平均（全学区の平均）の 40.2 戸/ha と同程度である。
- 不燃領域率の学区平均は 65.2%で市平均の 64.7%と同程度である。
- 木造率は、仰木の里東八丁目（仰木台）が 80.7%で最も高く、衣川二丁目（衣川台）が 19.5%で最も低い。学区平均は 55.2%で市平均（70.9%）を大きく下回る。
- 旧耐震木造建物割合は、衣川一丁目が 34.6%で最も高い。衣川一丁目～二丁目（衣川台）、仰木の里東一丁目、仰木の里東八丁目（仰木台）を除いて旧耐震木造建物割合は 0.0%で、学区平均は 8.2%と市平均 42.2%を大きく下回る。
- 仰木の里学区の建物状況は、新しい耐震基準を満たす建物が大部分を占めるという特徴がある。
- 木造率の学区平均、旧耐震木造建物割合の学区平均とも市内で２番目に低い。

（3）土砂・洪水ハザードマップ　土砂災害や大河川の洪水を反映

大津市「土砂・洪水ハザードマップ」仰木の里学区里ブロック

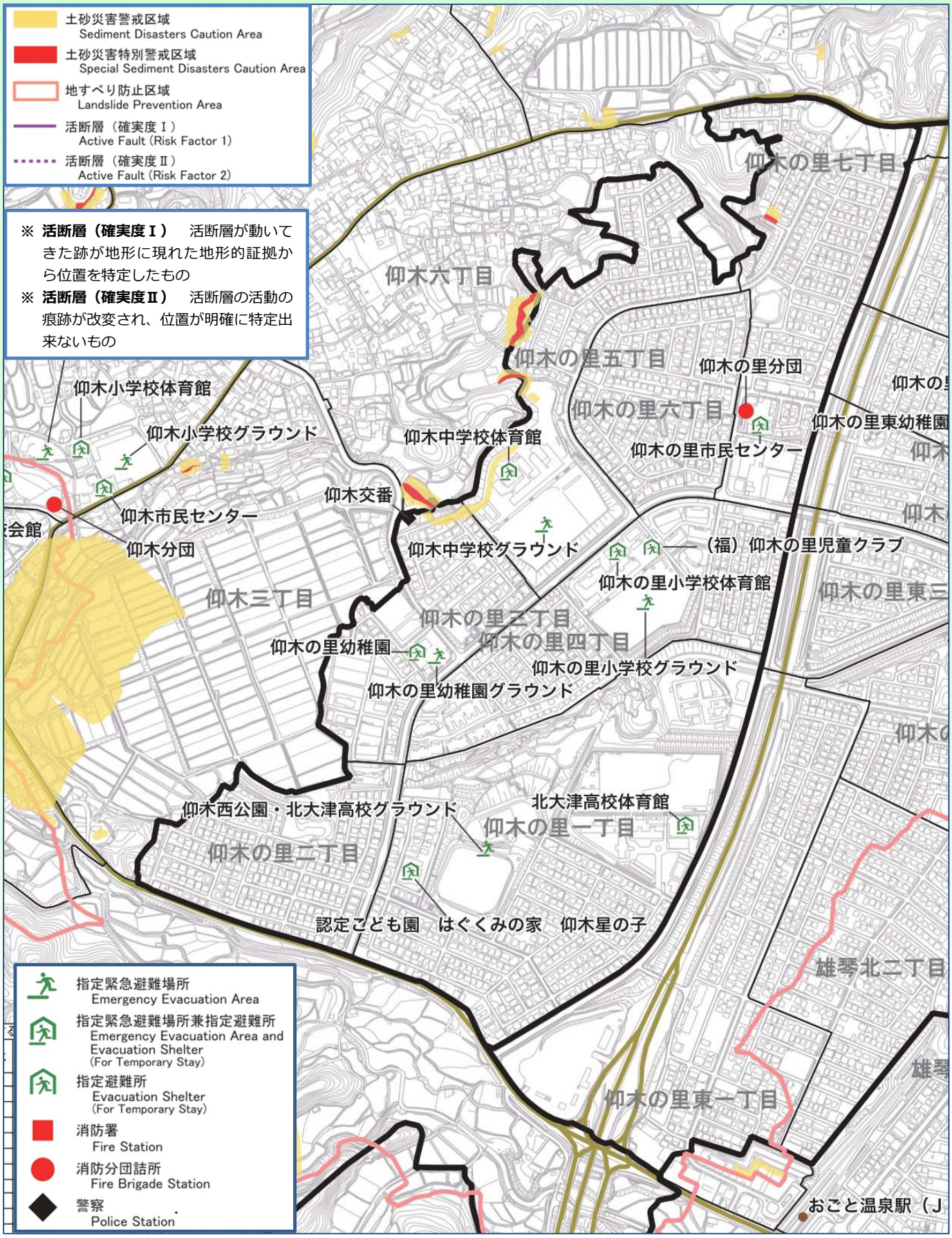

大津市「土砂・洪水ハザードマップ」仰木の里学区里東ブロック

（4）水害ハザードマップ

中小河川や身近な水路の氾濫を反映

大津市「水害ハザードマップ」仰木の里学区里ブロック

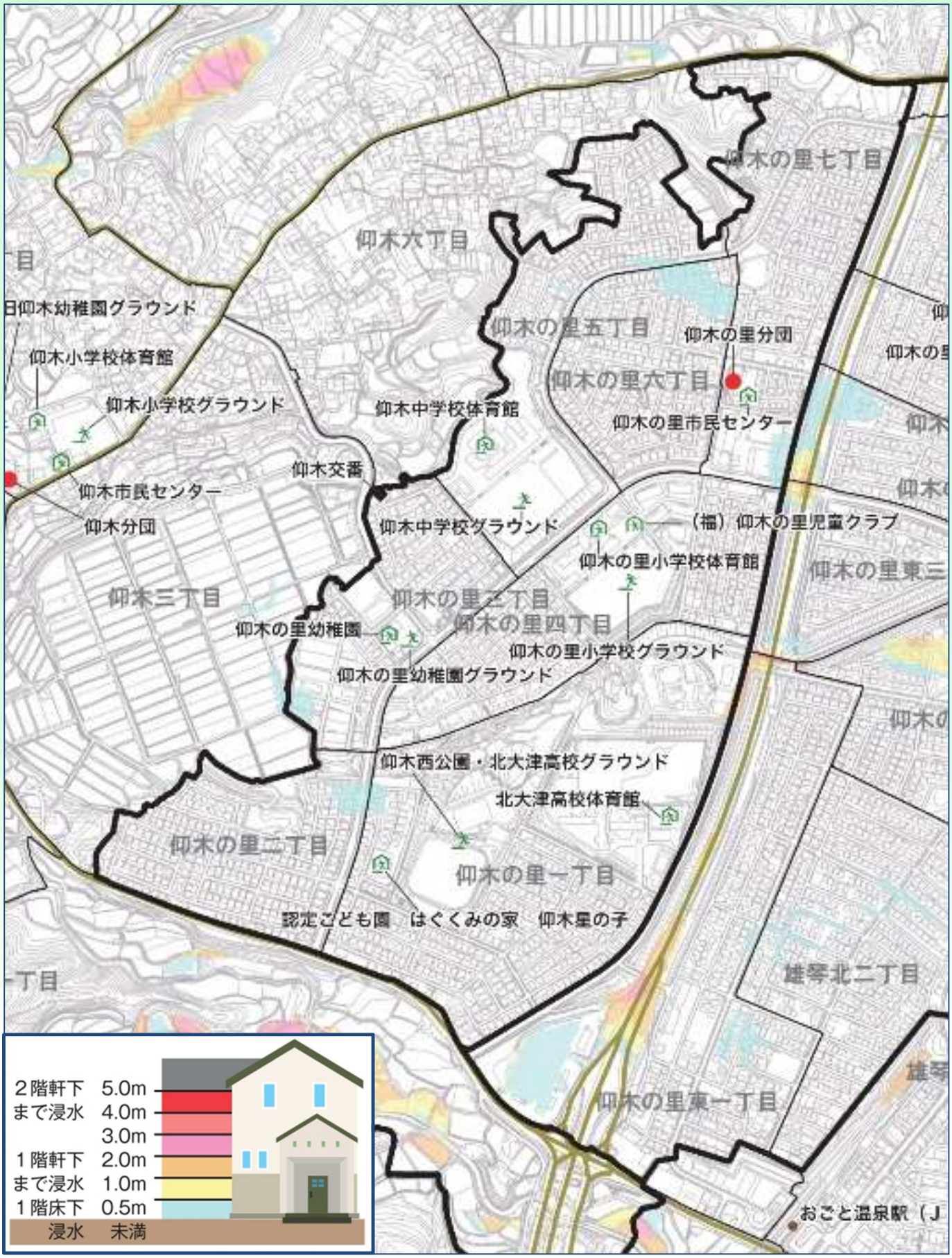

大津市「水害ハザードマップ」仰木の里学区里東ブロック

（5）防災マップ

一時避難所・防火水槽・消火栓・消火ホース格納箱・消火器位置記載

防災マップ 仰木の里学区里ブロック

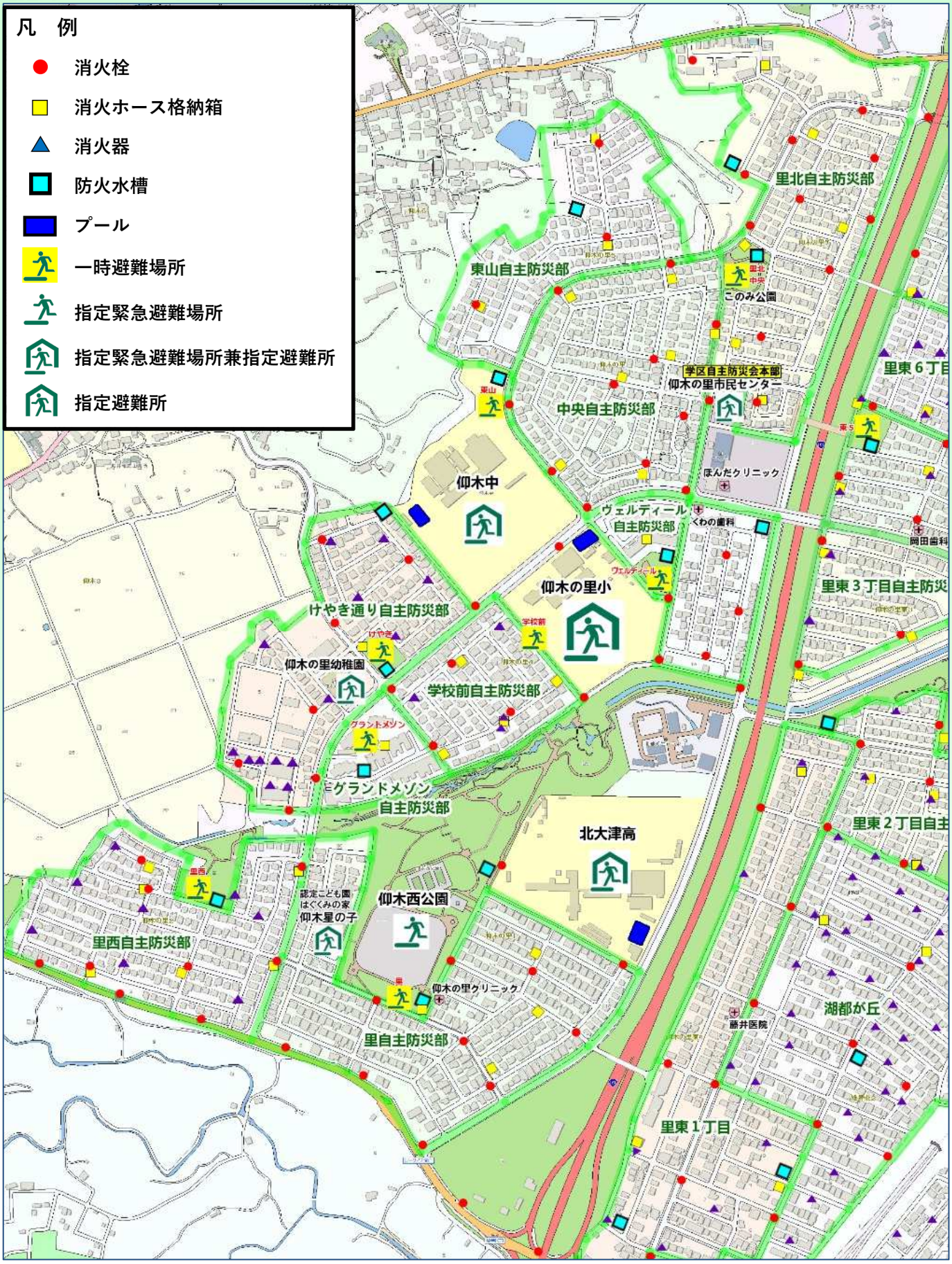

防災マップ 仰木の里学区里東ブロック

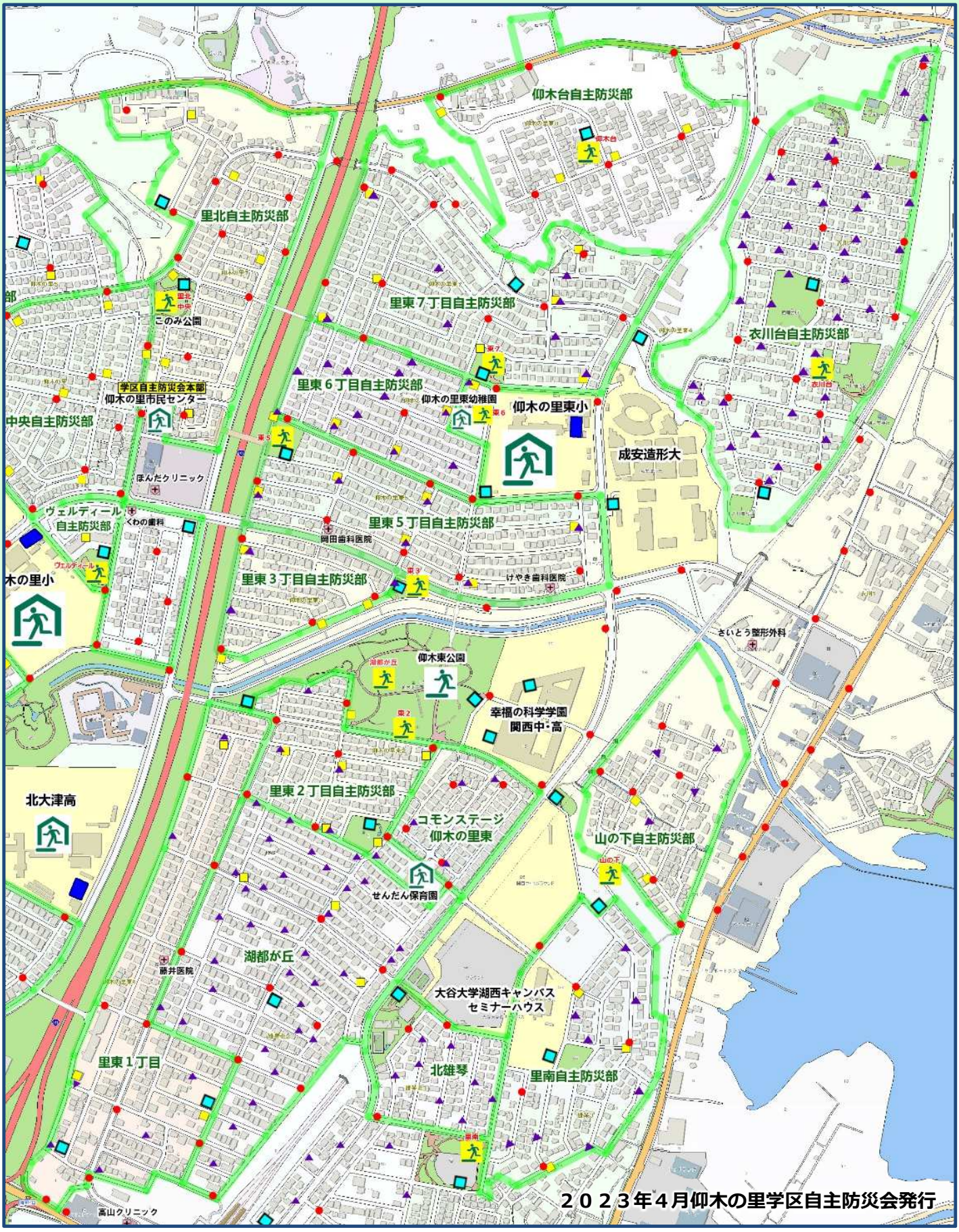

4　防災活動の内容

（1）防災活動の体制

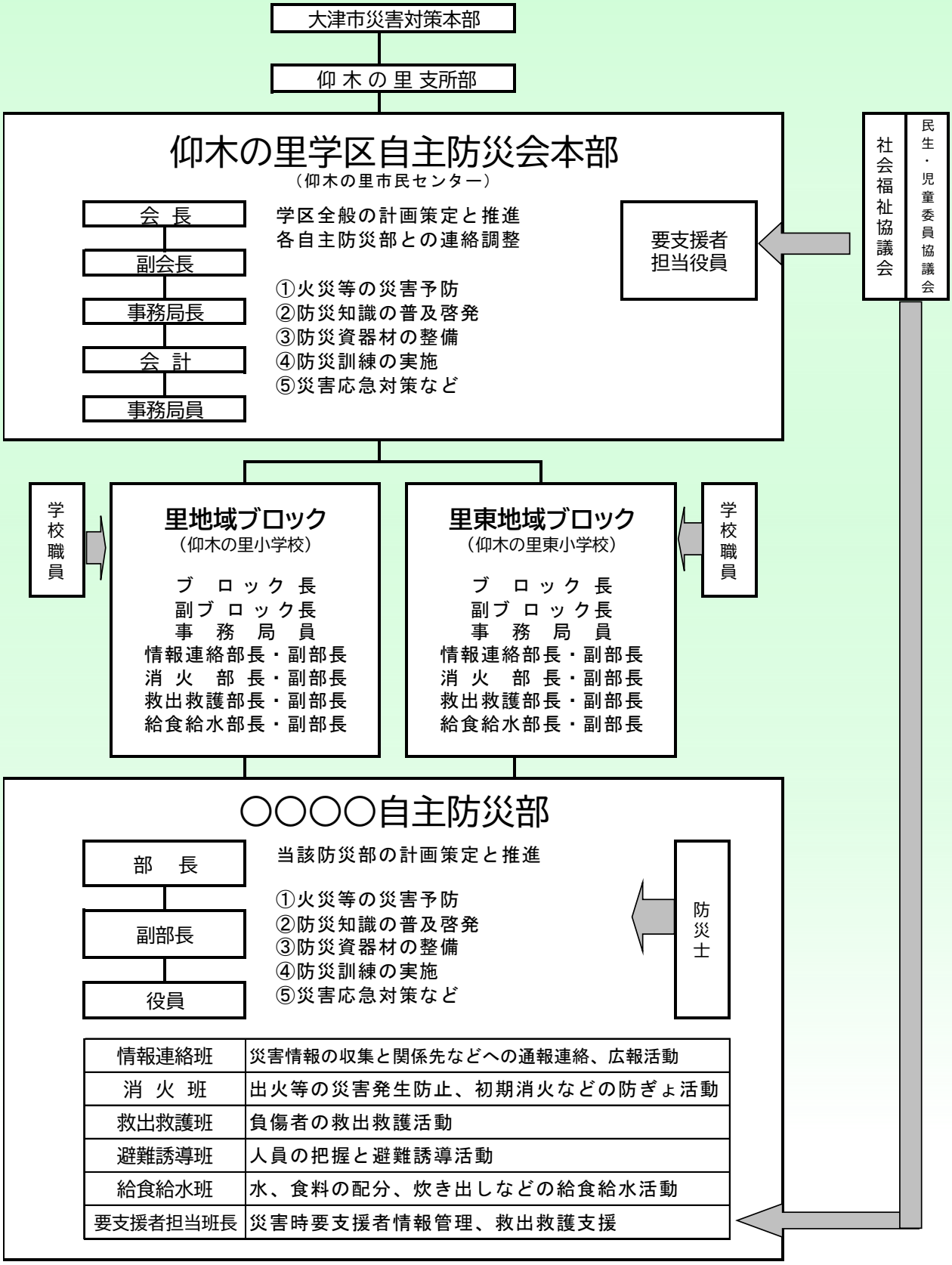

※ 上記体制の役員氏名は年度当初の役員会資料としてお渡しした「役員名簿」をご覧ください。

（２）平常時の活動・事前の対策

① 火災予防その他の災害予防

地域内には、火災などの災害の発生要因や拡大の要因となるものがあるため、警火心の高揚など、火災予防を重点とした防災知識の普及を図るとともに、地域の安全点検、家庭の安全点検等を、仰木の里消防分団（以下「分団」という。）と連携を図りながら実施する。

(ア) 地域の安全点検

地域環境の防災安全化を図るために、次の項目について点検を実施する。

- 擁壁やブロック塀の倒壊危険箇所はないか
- 側溝などはつまっていないか
- 燃えやすいものや、たき火などが放置されていないか
- 消火や避難の妨げになるものはないか
- 消火栓等消防用水利は使える状態か
- 消火栓器具は正常に維持管理されているか

(イ) 点検結果の検討会等の開催

点検結果の検討会、地域の防災問題及び安全対策についての会合を開催する。

(ウ) 実施時期

火災予防運動期間、防火点検日、防災の日、雨期前など、点検項目に応じて実施する。

② 家庭の安全自主点検の普及

(ア) 家庭の安全化を図るために毎月防火防災点検の日を設定し、次の項目について点検を実施するよう普及啓発を行う。

- 火気使用設備の整備、その周辺の整理整とん状況
- 可燃性危険物品等の保管状況
- 消火器等消火資器材の整備状況
- 非常用持出品、非常用食料・飲料水の整備保管状況
- 転倒、落下危険のある家具等の安全整備状況
- その他建物内外の点検補修

(イ) 家庭における火気使用器具の点検は、次の「防火の４チェック」を徹底する。

- 「場所は安全か」
- 「器具は安全か」
- 「使い方は正しいか」
- 「後始末は完全か」

③ 防災知識の普及

学区住民の防災知識の高揚を図るため、次により防災知識の普及啓発を行う。

(ア) 普及啓発事項

- 防災組織及び防災計画に関すること。
- 災害についての普段の心得や知識に関すること。
- 地域周辺の環境に合った防災知識に関すること。
- その他防災に関すること。

(イ) 普及の方法

- パンフレット、ポスター等広報資料の配付、回覧、掲示
- 講演会、消火実験会、起震車による地震体験会等の実施
- パネル、看板等の展示

④ 避難行動要支援者支援体制の構築

大津市より提供を受けた避難行動要支援者名簿に基づき、社会福祉協議会及び民生・児童委員協議会の協力を得て、災害時に備えた災害時要支援者支援体制を構築する。また、民生委員及び福祉委員等の協力を得て、最新の援護者情報を収集し支援計画を整備する。

⑤ 防災士との協力体制の構築

災害発生時の協力はもとより、平常時の防災訓練等専門知識を有する防災士の協力を受け事業の円滑な運営を図る。

⑥ 防災資器材の整備等

火災等の災害予防及び災害応急活動に必要な資器材を整備するとともに、保守管理等に努める。

⑦ 防災訓練の実施

火災等災害の発生に備えて、情報の収集連絡、消火、避難等が迅速にかつ的確に行えるように、各種防災訓練を計画的に実施する。

(ア) 訓練の実施に際しては、その目的及び実施要領を明らかにするとともに、北消防署、分団等防災関係機関の指導のもとに実施する。

(イ) 学区総合防災訓練は、年１回実施する。

(ウ) 自治会単位の防災部は、年１回を目標に防災訓練を実施する。

（３）発災直前の活動（気象情報発表・前兆現象の始まりから発災まで）

- 住民は、台風や大雨が予想される場合や地震発生時は、市防災ナビ、テレビ、インターネット等により気象情報・震度等を確認する。
- 自主防災会は、学区内に避難情報の発令や災害の発生が予想される場合には、学区災害対策本部の設置を検討する。
- 市が避難情報【高齢者等避難、避難指示】を発令した場合、自主防災会メーリングリストを利用し各防災部を通じて避難行動を促す。
- 各防災部は、避難情報等の広報を行うとともに、住民の避難誘導を支援する。

（４）災害時の活動

① 住民の初動行動について

住民が下記初動行動を実施出来るように、防災訓練などを通じて指導を行う。

(ア) 身の安全確保

- 住民は、緊急地震速報が流れたら、あわてずに身の安全を守る行動（姿勢を低く、頭を守り、動かない）を揺れが収まるまで行う。被害が大きい場合は、安否確認をする地域避難場所へ集合する。
- 風水害や土砂災害は、災害発生前に安全な場所へ水平避難し、周囲が危険な状況になっている場合は垂直避難する。

（イ）出火防止、初期消火

- 火の勢いが弱い場合は、消火班を中心としてバケツリレーなど可能な範囲で初期消火を行う。
- 火の勢いが強く危険な場合は、現場を離れて消防車の到着を待ち、消防団員、消防職員の指示に従う。

（ウ）住民同士の助け合い・救助・救出・避難支援

- 倒壊家屋等により住民の救出が必要な場合は、救出救護班を中心として救出用具を活用して可能な範囲で救出活動を行う。住民に負傷者がいる場合は応急処置を行う。
- 避難行動要支援者の安否確認を行い、避難が必要であれば避難支援を行う。

② 本部役員の初動行動について

（ア）震度５以上なら【学区本部役員・ブロック本部役員は支所に集合】

- 学区本部役員・ブロック本部役員は支所へ集合する
- 会長は、自主防ﾒｰﾘﾝｸﾞ ﾘｽﾄで各防災部に被災状況・安否確認状況の報告を要請する。
- 各防災部の被害状況を、自主防ﾒｰﾘﾝｸﾞ ﾘｽﾄ及び各自主防災部からの連絡により確認する。
- 会長は、学区としての被害状況を整理し、市担当者（初動支所班）経由市対策本部に逐次報告する。
- 会長は、避難者状況により、自治連合会長、市担当者（初動支所班）と協議して、学区避難所開設の要否を判断、必要な場合は市担当者（初動支所班）経由市対策本部、避難所施設管理者に避難所開設を要請する。
  ⇒　ブロック本部役員は ブロック本部・避難所設置準備へ
  ⇒　学区本部役員は、学区災害対策本部設置準備へ

（イ）ブロック本部・避難所設置準備【場所：各小学校、担当：ブロック本部役員】

- ブロック本部役員は、市避難所担当員・避難所施設管理者とともに避難所施設の被災状況を「避難施設点検シート」により確認する。
- 避難施設点検結果を、学区災害対策本部、市担当者（初動支所班）経由市対策本部に報告する
- 避難所施設に問題がなければ、ブロック本部役員は、市避難所担当員・避難所施設管理者とともに避難所開設準備作業に入る。開設準備が整えば、会長に連絡する。
- 避難所施設に問題がある場合、連絡を受けた会長は、市担当者（初動支所班）経由市対策本部と協議し、ブロック本部・避難所となる他所の開設準備を要請する。

（ウ）学区災害対策本部設置準備【場所：支所、担当：学区本部役員】

- 支所施設が被災し問題がある場合、会長は、市担当者（初動支所班）経由市対策本部と代替拠点となる施設を協議する。
- 学区本部役員は、学区連合会会長、社会福祉協議会会長、民生・児童委員協議会会長等と連絡をとり、学区災害対策本部を支所に開設する準備を行う。
- 各避難所の開設準備が整った報告を受けた会長は、自治連合会長、市担当者（初動支所班）経由市対策本部へ報告するとともに、各自主防災部（自主防ﾒｰﾘﾝｸﾞ ﾘｽﾄ）へ連絡する。

③ 避難所の開設・運営

（ア）避難所運営、在宅避難者への支援、物資の仕分け、炊き出し

- 避難所運営については、「仰木の里学区避難所運営マニュアル」に基づき行う。
- 避難誘導班は、在宅避難者の情報収集を行い、必要に応じて学区災害対策本部、避難所運営員会と協力して在宅避難者への支援を行う。

（イ）復旧・復興期の活動

- 自主防災会は、避難所の掲示板等を活用して被災者支援等の情報の共有を行う。
- 住民は、被災者に対して安定した生活が送れるようになるまで、住民同士で日常的な声かけ、挨拶、話し相手となり、地域コミュニティ全体での支援を行う。

5 実践と検証

（1）計画の見直し

- 学区区防災計画、学区避難所運営マニュアルは、毎年自主防災会本部役員が１年間の訓練や活動実績を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行う。

自主防災会メーリングリスト

全役員へ同報　jishubo@oginosato.jp
本部役員のみに同報　jishubo-honbu@oginosato.jp

※ 上記アドレスに送信すると登録された役員全員に同報メールが送信されます。

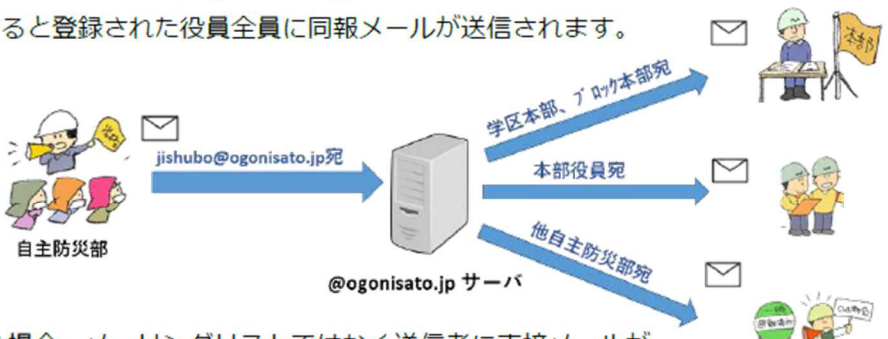

※注意事項

通常の「返信」を行った場合、メーリングリストではなく送信者に直接メールが返信されます。災害時の被災状況問い合わせなどには「全員に返信」で連絡してください。（もしくは jishubo@oginosato.jp 宛てにメールを送信してください。）
他の防災部の被災状況メールに返信された場合は、その防災部にのみメールが送信され本部にはメールが届きません。

大津市防災ナビ

大津市防災アプリ「大津市防災ナビ」を無料で配信していますのでぜひダウンロードしてお使いください。

防災情報をプッシュ通知でお知らせ

■ 主な機能

◎現在地周辺の指定避難所、指定緊急避難場所、AED設置箇所を自動表示
◎現在地から上記場所までの誘導
◎充実したハザードマップ表示
◎ARカメラ機能と避難コンパス
◎安否登録と安否確認
◎一部の機能は災害時に電波が通じないオフライン状況でも使用が可能です。
　また、大津市外でも利用できます。

■ プッシュ通知

◎避難情報や地震情報等の防災情報をプッシュ通知
◎土砂災害の危険性が高まっているエリアにいるユーザーに対し、注意喚起をプッシュ通知

■下記リンクから「大津市防災ナビ」をダウンロードしてください。

iPhone用QRコード
App Storeのダウンロードページが開きます。

Android用QRコード
Google Playのダウンロードページが開きます。

大津市防災ナビ

大雨・洪水などの気象警報・土砂災害警戒情報・避難情報など、大津市に関する災害情報がメールで配信されます。

「5520bou@wbi.jp」宛に空メール送信してください。スマートフォンでは下記 QR コードを利用して空メールを送信してください。

大津市防災ナビ

避難情報・河川水位情報・雨量情報・気象情報・土砂災害警戒情報・防犯情報・食品衛星情報・地震情報・光化学スモッグ注意報やその他お知らせがメールで配信されます。

下記 QR コード、もしくは下記 URL から「登録手続き（変更・解除）」に進み空メールを送信してください。

【登録 URL】
http://www.pref.shiga-info.jp

	施設名	電話番号
官公庁（国・県・市）	大津市役所	077-523-1234
	仰木の里支所	077-573-7135
	国土交通省琵琶湖河川事務所	077-546-0844
	滋賀県 大津土木事務所	077-524-2812
警察	大津警察署	077-522-1234
	大津北警察署	077-573-1234
	仰木交番	077-573-1464
消防	大津市消防局	077-522-0119
	大津市北消防署	077-572-0119
	仰木の里消防分団詰所（災害時のみ駐在）	077-573-8006
ライフライン	大津市企業局保安センター（道路上の漏水）	077-528-2607
	大津市企業局下水道施設課（公共下水道の詰まり）	077-528-2764 夜間 077-528-6077
	大津市企業局保安センター（ガス漏れ専用電話）	077-523-1231
	関西電力滋賀営業所	0800-777-8810
	NTT西日本（電話の故障）	113
医療機関	大津赤十字病院	077-522-4131
	大津市民病院	077-522-4607
	大津赤十字志賀病院	077-594-8777
	琵琶湖大橋病院	077-573-4321
	滋賀病院	077-537-3101
	滋賀医科大学付属病院 時間外受付（救急受付）	077-548-2111 077-548-2770

2023 年 4 月発行　仰木の里学区自主防災会